

## 輸入ハンググライダー・パラグライダー登録規定

制定 1987 年4 月22 日

改定 2003 年3 月19 日

改定 2006 年8 月23 日

改定 2010 年11月 9 日

### 第1条 登録

輸入ハンググライダー・パラグライダーを日本国内において販売しようとする者は、その型式を（社）日本ハング・パラグライディング連盟安全性委員会（以下「安全性委員会」と略す）へ登録する。

### 第2条 適用範囲

本規定は、外国で開発され、我が国の製造基準と同等以上の耐空性が確認されたことが資料により証明されたハンググライダー・パラグライダーに適用される。

耐空性確認資料のない型式には、我が国のハンググライダー耐空性基準、パラグライダー製造基準が適用される。

### 第3条 登録申請

輸入ハンググライダー・パラグライダーの型式を登録するには、本規定に定める登録申請書（別紙1）に所要事項を記入し、耐空性確認資料の写しに、主要諸元、運用限界、取り扱い上の注意事項を記載した日本語の取扱説明書及び三面図を添えて安全性委員会へ申請する。取扱説明書は、型式ごとに作成するものとする。なお飛行試験と強度試験の申請については、認証機関による証明済みの公示情報の提出で代用できるものとする。三面図は相当する三方向の写真の提出で代用できるものとする。

### 第4条 審査と登録

安全性委員会は、前項の申請に基づいて審査会を開き、本規定への適合性を審査し、合格した型式を登録原簿に記載し登録番号を付与する。

### 第5条 登録証明書

登録された型式については、「ハンググライダー型式登録証明書」「パラグライダー型式証明書」が発行される。

### 第6条 表示

前項の登録証明書を受領した申請者は、該当型式のハンググライダー・パラグライダーの見やすい位置に不滅のインクによるか、運用限界プラカード（製造元のオリジナルプラカードでも可）の貼付により、次の表示を行う。

型式名称、登録番号、申請者名、運用限界

### 第7条 登録料

登録料は1件につき2,000円とし、登録申請時に払い込み済みを証明する資料を添付する。

以上